

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件について、金沢区検察庁が5月8日付で略式起訴し、金沢簡易裁判所が同月17日付で罰金30万円の略式命令を出したことが、6月8日の報道等を通じて明らかになった。

報道翌日、急遽全員協議会が開催され、喜成清恵議員から初めて、自身の言葉による説明が行われた。この中で、3月20日の飲食について、「6時半から12時頃まで飲んだ」「摘発時のアルコール濃度が0.38」などの説明がなされ、報道には出ていない事実が確認された。特に、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.38ミリグラムと高く、運転免許が停止処分ではなく、より重い行政処分である2年間の取消処分であったことが改選後になって初めて判明した。

また、これまで本市議会に報告しなかったことについて、「認識が甘かった」「処分は周知の事実」「前任期での議員辞職を持ってけじめをつけた」など、現職議員として刑事処分を受けた重大性を全く自覚していない発言に終始したことは誠に遺憾である。

今回の喜成清恵議員の一連の行動は、金沢市議会基本条例に規定する「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなった。

よって、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

令和5年6月16日

金沢市議会議長 高 誠